

# 新日本スポーツ連盟「兵庫県卓球協議会」規約

## 第1条 第1章 名称

本協議会は、新日本スポーツ連盟全国卓球協議会の兵庫県に所在する組織であり、新日本スポーツ連盟兵庫県卓球協議会と称する。

2.事務所は、〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通7-2-17 セントアベニュー兵庫202  
電話 078-574-1514 FAX 078-574-1539に置く。

3.本協議会の設立年月日は1980年2月1日とする。

## 第2条 第2章 目的・活動

本協議会の目的・活動は新日本スポーツ連盟規約にのっとり行われ、兵庫における卓球分野(界)の大衆的・民主的発展に寄与する。

第3条 目的達成のため次の行動を行います。

- (1)卓球の普及・技術の向上・交流
- (2)機関紙の発行
- (3)教室・講習会・研修会の開催

## 第4条 第3章 組織

本協議会の規約を認め、加盟費・会費を納入し所定の手続きをとった団体・個人は加盟することができ、自動的に新日本スポーツ連盟兵庫の加盟団体となる。

第5条 加盟・脱退は自由であるが、但し協議会の名誉を著しく傷つけ又、多大な損害をあたえた団体・個人は脱退させることができる。又、会費を理由なく滞納した団体・個人は資格を失うものとする。

## 第6条 第4章 機関

本協議会の機関は総会及運営委員会・常任運営委員会とする。

第7条 総会は協議会の最高決議機関で年1回開催する。総会は代議員で構成し過半数の出席で成立する。なお必要に応じて会長は臨時総会を招集することができる。又加盟団体の1/3以上の要請があれば臨時総会を開かなければならない。代議員はクラブ・チーム・個人から選出し、代議員定数は5人迄のクラブ・チームは1人とし、以降5人毎に1人ずつ加算する。個人は、登録人数に対しクラブ・チームと同じ扱いとする。

第8条 運営委員は総会につぐ決議機関である。

専門部の設置については運営委員会で定める。各機関の会議は定数の過半数で成立し、議決は出席者の過半数で成立する。

常任運営委員会は総会・運営委員会の決定にもとづいて日常の会務を執行・処理する。

## 第9条 第5章 役員

本協議会の役員として会長1名・副会長・顧問若干名、事務局長1名、運営委員若干名、会計監査若干名をおく。

第10条 役員の任期は次期総会までと、再選を妨げない。

## 第11条 第6章 財政

第12条 本協議会の財政は、加盟費、会費、事業益金、寄付、その他でまかなう。

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、監査をうけ、総会で承認をうける。

第13条 加盟費は、加盟団体ごとに構成員×500円とする。

会費は、団体会員については、構成員×2,000円、個人会員は、3,000円、中学生以下

の会員については、1700円とする。年度途中入会の場合、12月迄は同額とする。  
1月以降の入会については1000円(個人1500円中学生以下850円)とします。  
大規模クラブの会費軽減措置を下記の通りとする。

- ① 会員数が20名以上。ただし、年度初めの登録会員数とし、登録会員数の会費を一括納入することとします。書類関係の郵送先が1箇所とする。
- ② 還元額は、20名～3,500円  
30名～5,000円  
40名～6,500円

第14条 納入した加盟費、会費は協議会を脱退しても返還しない。

第15条 運営委員会は、この規約に決められていない問題については規約の精神にもとづいて処理することができる。

その他 慶弔規定を下記の通り設けます。当面は弔慰事項のみとします。

- ① 会員本人が死亡したとき、弔電を送ります。
- ② 役員本人が死亡したとき、弔電及び生花を送ります。
- ③ 役員が死亡したとき、弔電を送ります。
- ④ ただし、特別な場合、三役(会長、副会長、事務局長)で協議して処理することがあります。後日、役員会へ報告して承認をえることとします。

附 則

2001年 4月改正  
2004年 4月改正  
2007年 4月改正  
2009年 4月改正  
2010年 4月改正  
2011年 4月改正  
2014年 4月改正  
2015年 4月改正  
2018年 4月改正